

第4期介護保険事業の計画を策定しました

～介護保険事業計画基礎数値の推計～

高齢者の方が住み慣れた地域で暮し続けるために、介護保険法に基づいて大雪地区広域連合介護保険事業計画を策定しました。策定にあたり、人口、高齢者数、介護認定者数等の推計を行い、この推計値と介護サービスの利用動向、アンケート結果に基づき、今後3カ年間の介護サービス量を見込んでいます。介護サービス報酬単価の見直しが行われることを前提に、介護報酬全体の改定率（3.0%増）を踏まえ計画策定を行っています。

☆人口推計（表1）

人口推計は、厚生労働省の示した人口推計方法を基に、各町まちづくり計画等を踏まえて調整を図り、将来人口を推計しました。平成26年度には総人口29,436人、高齢者人口は8,462人、高齢化率28.7%と高齢化が確実に進行すると予測しています。

☆要介護（要支援）認定者の推計（表2）

認定者の推計では、平成21年度の1,521人から平成26年度の1,767人まで246人の増加が推計されます。出現率（65歳以上の高齢者人口）は平成22年度で20%を超え、平成26年度には20.9%になると推計されます。

☆サービス利用者の推計

●在宅（介護）サービス利用者の推計（表3）

在宅サービス利用者の中で介護給付（要介護1以上）に該当する利用者について推計しました。

表3

区 分	21年度	22年度	23年度
要 介 護 1	274人	280人	291人
要 介 護 2	209人	171人	184人
要 介 護 3	159人	166人	178人
要 介 護 4	90人	92人	95人
要 介 護 5	42人	42人	44人
合 計	774人	751人	792人

●施設サービス利用者の推計（表5）

介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型医療施設）の利用者について推計しました。

表5

区 分	21年度	22年度	23年度
介護老人福祉施設	195人	195人	195人
介護老人保健施設	139人	140人	140人
介護療養型医療施設	28人	28人	28人
合 計	362人	363人	363人

表1

区 分	21年度	22年度	23年度
総 人 口	28,610人	28,754人	28,920人
高 齢 者 人 口	7,708人	7,808人	7,964人
高 齢 化 率（%）	26.9%	27.2%	27.5%

表2

区 分	21年度	22年度	23年度
要 支 援 1	223人	228人	235人
要 支 援 2	163人	168人	172人
要 介 護 1	312人	319人	328人
要 介 護 2	247人	253人	261人
要 介 護 3	220人	226人	234人
要 介 護 4	211人	216人	223人
要 介 護 5	145人	150人	155人
合 計	1,521人	1,560人	1,608人
出 現 率（全 体）	19.7%	20.0%	20.2%

※出現率=認定者数÷高齢者人口

●在宅（介護予防）サービス利用者の推計（表4）

在宅サービス利用者の中で介護予防（要支援1、2）に該当する利用者について推計しました。

表4

区 分	21年度	22年度	23年度
要 支 援 1	144人	148人	152人
要 支 援 2	133人	138人	142人
合 計	277人	286人	294人

大雪地区広域連合第4期介護保険料について

介護保険制度では介護給付費等について、利用者負担（1割）を除いた費用の50%を公費（国、道、広域連合）でまかない、残りの50%は第1号被保険者（65歳以上）の保険料20%（第3期は19%）、第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料30%（第3期は31%）でまかなうこととされています。

第1号被保険者の保険料は、今後の要介護認定者及び介護サービス利用の状況の変化に的確に対応できるよう広域連合を構成する関係町の高齢者の現状と将来推計及び介護サービスの利用見込みを行い、第1号被保険者（65歳以上）の方の介護保険料の基準額（第4段階）を年額54,600円（月額換算4,550円）としました。

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、平成16、17年の税制改正に伴う介護保険料の激減緩和措置が20年度で終了しましたが、その代わり第4段階をさらに区分し、公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、基準額に乗じる保険料率を軽減（特例）できるように制度が改正され、特例第4段階を新設しました。

また、被保険者の負担能力に応じたものとするため、合計所得金額の合計額が400万円以上の被保険者について、第6段階から区分して第7段階を新設し、算定方法を変更しました。

当該年度の4月1日時点における被保険者本人の課税及び所得状況、被保険者の属する世帯の課税状況により下記の「保険料区分」のとおり7段階に区分いたします。

●第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料

保険料区分	対 象 者	算定方法	保険料額
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税非課税世帯	基準額×0.5	27,300円
第2段階	住民税非課税世帯で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.5	27,300円
第3段階	住民税非課税世帯で、保険料段階が第2段階以外	基準額×0.75	40,950円
第4段階	(特例)(新設) 住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.88	48,040円
	(基準額) 住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、特例第4段階以外	基準額	54,600円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	68,250円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満	基準額×1.5	81,900円
第7段階(新設)	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上	基準額×1.75	95,550円

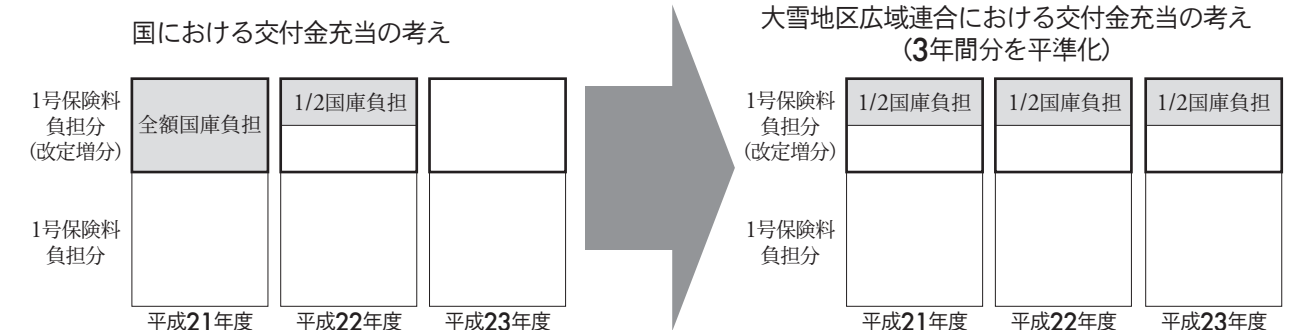
●報酬改定と介護従事者処遇改善臨時特例交付金について

国は第4期介護保険事業計画期間の新しい介護サービス報酬単価の見直しを行いました。

改正の主な内容

- ・介護職員の人材確保と待遇改善のため、夜勤など負担の大きな業務や専門性を報酬に反映
- ・人件費の地域差に対応するため、地域区分ごとの報酬単価の割増率の見直し
- ・医療と介護で継ぎ目のないサービスが利用できるよう医療と連携し、認知症ケアや終末期のみとりを推進
- ・介護報酬全体の改定率はプラス3.0%

この報酬改定に伴い、国は介護保険料の急激な上昇を抑制するための財政措置として介護従事者処遇改善臨時特例交付金を交付します。この交付金は、保険者が第1号保険料の上昇等に充当します。



お問い合わせ：大雪地区広域連合 介護保険対策室 ☎82-3697(内線564、565)